

第3.1節 水防活動計画

(県土マネジメント部)

水防計画書の定めに基づき、水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、消防機関等の水防活動を行い、洪水等による水災の防衛及びこれに因る被害の軽減を図っていく。

水防活動計画は、奈良県水防計画によるものとする。(以下、水防計画から抜粋)

第1 水防配備と出動

1 奈良県水防本部員の水防配備

水防勤務活動の完遂を期するため、次に示す配備により行う。

- (1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位(通報水位)を越えるなどにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要な時は、水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想される時は、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来さないようにしなければならない。常時勤務から水防配備体制への切り換えを确实迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

2 水防管理団体(市町村)の水防配備

各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管下水防団(消防団)又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

3 水防団(消防団)又は消防機関の出動準備・出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団(消防団)又は消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班(所轄土木事務所)に報告する。

- ① 水防警報第2段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達してなお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測される時。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。

- ① 水防警報第3段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測される時。
- ③ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講ずるものとする。

(3) 現地指導班（土木事務所）の対応

上記（1）、（2）の報告を受けた現地指導班長は、水防本部に報告すること。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

① 水防管理団体（市町村）

水防法第9条に基づき、水防管理者は平時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄土木事務所に連絡すること。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

水防管理者より水防上危険であると認められる箇所がある旨報告を受けたとき、現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、その旨を速やかに近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

(2) 警戒

① 水防管理団体（市町村）

ア 水防管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに所轄土木事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。

イ 水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

ア 現地指導班長（土木事務所長）は水防管理者から前項の異常を発見した旨、報告を受けたとき、水防本部に報告するとともに、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

イ 現地指導班長（土木事務所長）は気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、その状況を所轄区域内の水防管理者、量水標管理者に急報するとともに、担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせるものとする。

ウ 現地指導班長（土木事務所長）は、氾濫注意水位に達した河川、当該河川の工事中箇所、その他特に重要な水防箇所等については、水防管理団体の巡視連絡員に加え適時担当者を現場の巡視に当たらせるものとする。

エ 現地指導班長（土木事務所長）は、下流にある現地指導班長に氾濫注意水位（警戒水位）を通知し、下流にある現地指導班長の水防に協力する。

オ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じるものとする。

第2 雨量・水位の通報

1 雨量の通報

水防本部は、管下各現地指導班長と緊密な連絡をとり、奈良県所轄の雨量を次のとおり報告させる。

(1) 報告とその間隔

1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき、又は県水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。

(2) 報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報によって通知するものとする。

(3) 注意報及び警報に資するため雨量観測資料を必要に応じ奈良地方気象台に通報する。

2 水位の通報

水防管理団体（水防の責任のある市町村及び水防（消防）事務組合）の管理者又は奈良県所属の河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに、直轄現地指導班長に報告しなければならない。（水防法第12条）

また、現地指導班長は次の報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をとるものとする。

(1) 報告とその間隔

- ① 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- ② 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- ③ 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- ④ 避難判断水位に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき
- ⑥ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を下ったとき
- ⑦ 避難判断水位を下ったとき
- ⑧ 氾濫注意水位(警戒水位)を下ったとき
- ⑨ 水防団待機水位(通報水位)を下ったとき

(2) 報告様式

水位は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信

ネットワーク又は電報にて報告するものとする。

3 情報交換の徹底

- (1) 各現地指導班長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管下雨量水位観測者から正確な資料を敏速に入手しなければならない。
- (2) 現地指導班長と水防管理者及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換(洪水対応ホットライン等)に努めなければならない。
※洪水対応ホットラインとは危険水位超過時及び洪水被害等の情報を確認した時に、現地指導班長から水防管理者に対し、直接電話により情報伝達する仕組みである。
- (3) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信は電話、FAX、防災行政通信ネットワークにて行うものとし、送受信の記録(送受信者名、送受信日時等)は必ず行うこと。
- (4) 水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、消防署(団)、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- (5) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民はすみやかに、水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。
- (6) 奈良県の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に情報の交換を行うものとする。

第3 水防警報とその措置

国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川(水防警報河川)で洪水等による災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

1 知事の発する水防警報

(1) 対象河川(水防警報河川) (第4に記載の「2 知事が指定した河川」参照)

(2) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待 機	<u>水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。</u>
第2段階	準 備	<u>水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位)を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。</u>
第3段階	出 動	<u>水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。</u>

第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(但し、待機、準備の2段階は省略することができる。)

(3) 措置

① 県水防本部

現地指導班長（土木事務所長）は、各機関より通知される気象状況並びに河川の水位等を判断し、管内水防管理団体と密接な連絡を保ち、②の発表基準に示す事態となったとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等の場合は速やかに水防警報河川に水防警報を発するとともに、県水防本部長、関係警察署長、関係交通機関等に通知しなければならない。

通知を受けた、県水防本部長は、国土交通省関係河川事務所長、関係現地指導班長、その他関係機関へ通知し、現地指導班長は関係水防管理者（市町村長）、その他関係機関へ通知すること。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及びため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

(4) 水防警報の解除

現地指導班長（土木事務所長）は、事態の推移を判断して当該区域の水防警報を解除すること。通知処理は発表時の①、②と同系統とする。

(5) 発表様式

情報伝達様式、基準等編 3. 参照

2 国土交通大臣が発する水防警報

(1) 対象河川（水防警報河川）

国土交通大臣が水防警報を発する河川（水防警報河川）は、大和川、曾我川、佐保川、木津川、宇陀川、名張川及び吉野川（紀の川）の7河川で、発表に際しては区間を指定

して行われる。（第4に記載の「1 国土交通大臣が指定した河川」参照）

(2) 水防警報の発表基準

（水防警報の発表基準は各河川とも同一で次の4段階に分かれて発表される。）

階 級	警報の種類	内 容
第1段階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とする。主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動等に対するもの。主として上流の雨量に基づいて行う。

第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量または水位に基づいて行う。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

(3) 水防警報の発表時期

水防警報の発表は、各河川とも対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対して各段階ごとにおおむね次の時期に発表する。

		河川名	大和川	宇陀川	名張川	吉野川 (紀の川)	木津川
		対象量 水標	番条・板東 ・保田	安部田	名張	五條	岩倉
水 防 警 報	待 機	氾濫注意水位(警戒水位)に達する約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約4時間前	同左 約3時間前
	準 備	〃 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約3時間前	同左 約2時間前
	出 動	〃 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約2時間前	同左 約1時間前
	解 除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動を必要としなくなったとき。					
	水 位	適宜					

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

(4) 措置

① 県水防本部

国土交通省各河川事務所から通知を受けた県水防部長は、関係現地指導班長、関係水防管理者(市町村長)、奈良地方気象台長、警察本部長、自衛隊奈良地方連絡部長、関係消防本部、報道機関等へ通知し、現地指導班長は、関係警察署長、関係交通機関へ通知すること。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署(団)、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)及びため池管理者に通知すること。

第4 水位周知河川における水位到達情報

1 国土交通大臣が指定した河川

知事は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣から氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）到達情報の通知を受けたときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）

曾我川、佐保川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法13条の4に基づき、国土交通省河川事務所より市町村へ直接通知される。

2 知事が指定した河川

知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

大和川水系 18 河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・
高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・
佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川
米川・地蔵院川・岩井川・能登川

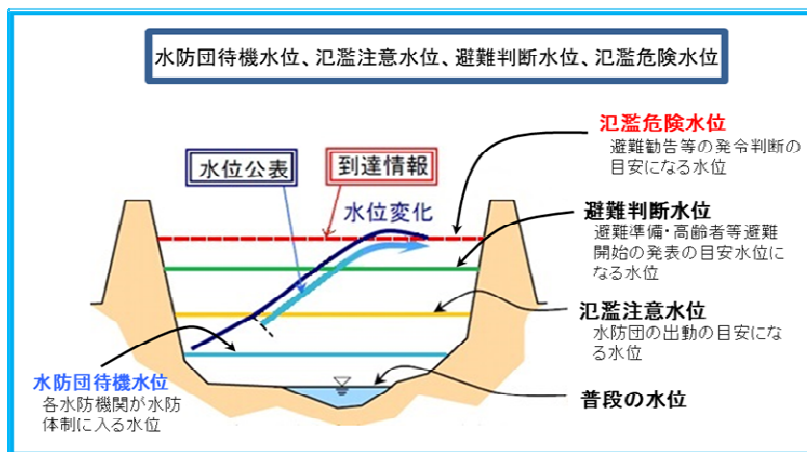
紀の川水系 3 河川 … 紀の川・丹生川・高見川

淀川水系 2 河川 … 宇陀川・芳野川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法13条の4に基づき、県水防本部より市町村へ直接通知される。



第5 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

(1) 発表する情報の種類、発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

第6 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第7 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作

ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると共に、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位(通報水位)又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市町村長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、併せて所定の措置を講ずること。

第8 決壊の通報並びに決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所は、水防本部、警察署その他必要な箇所に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

この場合、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じ、緊急やむを得ないときは、水防団長又は消防機関の長若しくは土木事務所長において臨時の措置を講ずるものとする。

水防本部は、決壊の通報を受けたときは速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

第9 避難のための立退

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告し、現地指導班長は水防本部長に報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。